

2023年3月期(第162期) 定時株主総会 招集ご通知

開催日時	2023年6月23日(金) 午前10時(受付開始 午前9時)
開催場所	東京都品川区大崎一丁目6番3号 日精ビルディング3階 日精ホール
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役9名選任の件

目次	株主の皆様へ ……………1
	2023年3月期(第162期)
	定時株主総会招集ご通知 ……2
	株主総会参考書類 ……………6
	事業報告 ……………20
	連結計算書類 ……………49
	計算書類 ……………51
	監査報告 ……………53
	ご参考

株主の
皆様へ

- 株主総会にご出席頂けない場合は、郵送またはインターネットのいずれかの方法で議決権行使をお願いいたします。
- 株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便のないようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、従来どおり書面でお送りしております。
- 株主総会のお土産はご用意しておりません。





株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2023年3月期(第162期)定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。株主総会の議案および2022年度の事業の概要についてご説明いたしますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

当社は2022年度から2026年度の5カ年を『中期経営計画2026』と位置づけ、「収益を伴う成長」「経営資源の強化」「ESG経営」という3つの経営課題に取り組んでいます。

「変わる 超える」への挑戦を続け、「社会から必要とされ、信頼され、選ばれ続ける会社」、「未来志向の高い目標に向かって前進を続ける活力のある会社」を目指してまいります。

今後とも株主の皆様の一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

取締役 代表執行役社長・CEO 市井 明俊

MOTION & CONTROL™

NSK

企業理念

NSKは、MOTION & CONTROL™を通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めます。

経営姿勢

- ① 世界をリードする技術力によって、顧客に積極的提案を行う。
- ② 社員一人ひとりの個性と可能性を尊重する。
- ③ 柔軟で活力のある企業風土で時代を先取りする。
- ④ 社員は地域に対する使命感をもとに行動する。
- ⑤ グローバル経営をめざす。

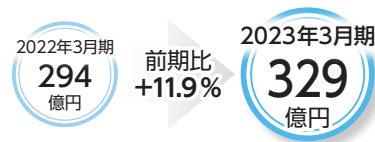
(NSK企業理念体系より)

▶ 連結決算ハイライト<ご参考>

売上高



営業利益



親会社の所有者に帰属する当期利益



● 期末配当について

当期の期末配当金は以下のとおりです。

1. 期末配当金
1株につき15円
2. 期末配当の効力発生日並びに支払開始日
2023年6月7日(水)

(証券コード 6471)
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日 2023年6月2日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目6番3号
日本精工株式会社
取締役 代表執行役社長 市井明俊

2023年3月期(第162期)定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社2023年3月期(第162期)定時株主総会を次のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「2023年3月期(第162期)定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nsk.com/jp/investors/stockandbond/meeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「日本精工」又は「コード」に当社証券コード「6471」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、事前に書面又はインターネット等により議決権を行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、2023年6月22日(木曜日)午後5時15分までに議決権を行使いただくようお願い申し上げます。

敬 具

記

-
1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
-
2. 場 所 東京都品川区大崎一丁目6番3号 日精ビルディング3階 日精ホール
-
3. 目的事項
- 報告事項** 2023年3月期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
-
- 決議事項** 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役9名選任の件
-
4. 電子提供措置事項に関するご注意
- ・ 電子提供措置事項のうち、「連結持分変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、株主様にご送付している書面には記載していません。
従って、株主様へご送付している書面は、監査報告を作成するにあたり会計監査人及び監査委員会が監査をした対象書類の一部です。
 - ・ 電子提供措置事項などに修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

-
- ・ 株主総会にご来場の際は、感染防止措置にご協力をお願いいたします。
 - ・ 運営スタッフは、体調を確認した上で引き続きマスクを着用させていただきます。

株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、株主総会への対応内容を更新する場合がございます。下記のインターネット上の当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

【インターネット上の当社ウェブサイト】

<https://www.nsk.com/jp/investors/stockandbond/meeting.html>



議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には以下の3つの方法があります。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会に当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時
2023年6月23日(金)
午前10時 (受付開始 午前9時)

総会会場（日精ホール）の所在場所は末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

* 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、「本招集ご通知」を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

代理人様のご出席について

* 株主様以外の方は株主総会にご出席いただけません。代理出席の場合、代理人の方も議決権を有する株主様である必要があります。代理人様として行使する議決権行使書用紙及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合

1. 郵送による議決権行使の場合



行使期限

2023年6月22日(木) 午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

* 議決権行使書用紙に、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

2. インターネットによる議決権行使の場合



行使期限

インターネットによる議決権行使によって削減される郵送費用を「子供の未来応援基金」に寄付します。

2023年6月22日(木) 午後5時15分まで

詳しくは次頁をご覧ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンから（スマート行使）

スマートフォンをお持ちの株主様は、送付した議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取り、ID・パスワードを入力することなく専用サイトにログインし、議決権をご行使いただけます。

詳細は下の図をご参照ください。

※利用しているQRコード読取りアプリによっては操作が必要な場合もあります。

1 QRコードを読み取る

便利でカンタン

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

文字入力
が
要らない
QRコードを
読み取るだけ



賛否を入力

入力内容の
確認

行使完了

パソコンから

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

●検索サイトで検索

議決権行使 みずほ

検索

●右記QRコードからの
アクセスも可能です。



又は ●議決権行使サイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

2 ログイン

同封の議決権行使書記載の
議決権行使コード入力

クリック

次へ

閉じる

3 パスワードの 入力・変更

実際にご使用になる
パスワードを
設定してください

クリック

パスワード入力

同封の議決権
行使書記載の
初期
パスワード
入力

4 メイン画面から「ご投票」を選択

賛否を入力

入力内容の
確認

行使完了

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> にて変更ください。QRコード読取による議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使における注意事項

- (1) 郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使とさせていただきます。
- (2) インターネットにて複数回数議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使とさせていただきます。
- (3) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

- (1) 議決権電子行使に関するパソコン・スマートフォン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話 0120-768-524（フリーダイヤル）（受付時間 9:00~21:00 年末年始を除く）
- (2) 上記(1)以外の住所変更等に関するお問い合わせ先
みずほ信託銀行 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）（受付時間 9:00~17:00 土日祝日を除く）

【ご参考】機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

2020年6月30日開催の当社第159期定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て継続いたしました「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）は、本総会終結の時をもって有効期間が満了いたします。

当社は、本プランが有効期間の満了を迎えるに当たり、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、コーポレートガバナンス・コードの浸透、買収防衛策を巡る近時の動向等を踏まえて検討をいたしました。

その結果、2023年5月12日開催の当社取締役会で、本プランを継続せず廃止することを決議いたしましたので、それに伴い、現行定款第13条及び第35条を削除するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所を示しています。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(新株予約権無償割当ての決定機関)</u> 第13条 当社は、<u>新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によって決定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>第14条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
第7章 買収防衛策	(削 除)
<u>(当会社の株式の大量買付行為に関する対応方針の決議)</u>	(削 除)
<p>第35条 株主総会は、法令に規定する事項及び本定款に別途定めがある事項のほか、当会社の株式の大量買付行為に関する対応方針の導入、変更、存続及び廃止について、その決議により定めることができる。</p> <p>② 前項に定める当会社の株式の大量買付行為に関する対応方針とは、当会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みをいう。</p>	

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）の任期が満了します。
つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。
なお、取締役選任に当たっての方針と手続き並びに取締役候補者は、次のとおりです。

取締役選任に当たっての方針と手続き

当社の取締役会は、NSKグループの持続的成長かつ中長期的な企業価値の向上に向けて、重要な経営判断を行ない、業務執行を適正に監督し得る機能を担っています。そのため、その構成は、専門性・業務経験等の多様性を考慮し、規模は議論の実効性を高めるものとしています。

個々の取締役の選任に当たっては、各人の事業や経営全般、あるいは専門領域における経験に加え、経営者としての高い倫理観とコーポレートガバナンスへの見識を求めています。

このような考え方に基づき、2023年3月23日開催の指名委員会において取締役候補者を決定し、同年5月23日開催の取締役会の審議を経て株主総会議案として付議しています。

取締役候補者一覧

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当・役職	在任年数	取締役会、委員会の出席状況		他上場会社 社員の 兼職数
1	市井 明俊	再任	取締役 代表執行役社長・CEO 指名委員会委員	6年	取締役会 指名委員会	100% (10回/10回) 100% (6回/6回)	0社
2	鈴木 啓太	新任	代表執行役専務・CFO	—	—	—	0社
3	野上 宰門	再任	取締役 報酬委員会委員	10年	取締役会 報酬委員会	100% (10回/10回) 100% (4回/4回)	0社
4	山名 賢一	再任	取締役 監査委員会委員	2年	取締役会 監査委員会	100% (10回/10回) 100% (14回/14回)	0社
5	永濱 光弘	再任 社外 独立	取締役 報酬委員会委員長 監査委員会委員	3年	取締役会 報酬委員会 監査委員会	100% (10回/10回) 100% (4回/4回) 100% (14回/14回)	2社
6	小原 好一	再任 社外 独立	取締役 報酬委員会委員	2年	取締役会 報酬委員会	100% (10回/10回) 100% (4回/4回)	0社
7	津田 純嗣	再任 社外 独立	取締役 指名委員会委員	1年	取締役会 指名委員会	75% (6回/8回) 100% (5回/5回)	2社
8	泉本小夜子	再任 社外 独立	取締役 監査委員会委員長	1年	取締役会 監査委員会	100% (8回/8回) 100% (9回/9回)	1社
9	藤塚 主夫	新任 社外 独立	—	—	—	—	2社

注1. 取締役会、委員会への出席状況は2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）中に開催された取締役会、委員会への出席状況を表しています。2022年6月28日（2022年3月期（第161期）定時株主総会の会日）付で、津田純嗣氏は取締役及び指名委員会委員に、泉本小夜子氏は取締役及び監査委員会委員長にそれぞれ就任したため、出席対象となる取締役会、委員会の回数が他の取締役候補者と異なっています。

注2. 他上場会社社員の兼職数は、2023年6月23日（2023年3月期（第162期）定時株主総会の会日）の予定兼職数を記載しています。

注3. 本総会において取締役9名が選任された場合の各委員会の委員は18ページに記載のとおり予定しています。

社外：社外取締役候補者

独立：当社の定める社外取締役の独立性に関する基準（18ページ記載）及び、(株)東京証券取引所の定める独立性基準（(株)東京証券取引所ホームページ<https://www.jpx.co.jp/equities/listing/ind-executive/index.html>）を満たしており、本総会で選任されることを条件に(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ている社外取締役候補者

候補者
番号 **1** いちい あきとし
市井 明俊

再任



■生年月日	1963年5月8日 (満60歳)	■取締役会への出席状況	100% (10回/10回)
■所有する当社の株式数	74,161株	■指名委員会への出席状況	100% (6回/6回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2017年 4月	当社執行役常務
2008年12月	当社自動車事業本部自動車軸受本部 副本部長	2017年 6月	当社取締役 (現)
2012年 6月	当社インド総支配人	2019年 4月	当社代表執行役専務 社長補佐、 管理担当、IR室担当
2015年 6月	当社執行役 経営企画本部副本部長	2019年 6月	当社報酬委員会委員
2016年 6月	当社経営企画本部長 アジア担当	2020年 4月	当社欧米担当
		2021年 4月	当社代表執行役社長・CEO (現)
		2021年 6月	当社指名委員会委員 (現)

取締役候補者とした理由

市井明俊氏は、当社において、経営企画をはじめ自動車事業本部、海外駐在の業務経験を通じ、当社の経営及び市場に精通しているとともに、高い倫理観とコーポレートガバナンスへの見識を有しています。当社代表執行役・CEOとして、取締役を兼務し、取締役会への経営執行の説明責任を果たすと同時に、企業価値向上へ向けた戦略構築・実行に貢献し得ると判断し、市井氏を取締役候補者としました。

候補者
番号 **2** すずき けいた
鈴木 啓太

新任



■生年月日	1965年3月11日 (満58歳)
■所有する当社の株式数	21,383株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2019年 4月	当社経営企画本部副本部長
2015年 6月	当社財務本部グループ管理部長	2020年 4月	当社執行役常務 財務本部長 (現)
2018年 4月	当社執行役 財務本部副本部長	2023年 4月	当社代表執行役専務・CFO (現)

取締役候補者とした理由

鈴木啓太氏は、当社において、経営企画、財務・会計部門をはじめ、海外駐在の業務経験を通じ、当社の経営及び市場に精通しているとともに、高い倫理観とコーポレートガバナンスへの見識を有しています。当社代表執行役専務・CFOとして、取締役を兼務することにより、取締役会への経営執行の説明責任を果たすと同時に、企業価値向上へ向けた戦略構築・実行に貢献し得ると判断し、鈴木氏を取締役候補者としました。

候補者
番号 **3** のがみ さいもん
野上 宰門

再任



■生年月日	1960年9月19日 (満62歳)	■取締役会への出席状況	100% (10回/10回)
■所有する当社の株式数	68,800株	■報酬委員会への出席状況	100% (4回/4回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月	当社入社	2015年 6月	当社代表執行役専務 報酬委員会委員 社長補佐、管理担当
2011年 2月	当社産業機械事業本部副本部長		アジア担当、コーポレート経営本部長
2011年 6月	当社執行役	2017年 6月	当社代表執行役専務・CFO
2013年 6月	当社取締役 (現) 執行役常務 経営企画本部長 IR・CSR室担当	2019年 4月	当社代表執行役副社長・CFO
		2021年 6月	当社報酬委員会委員 (現)

取締役候補者とした理由

野上宰門氏は、当社において、経営企画、財務企画をはじめ、産業機械事業、海外駐在の業務経験を通じ、当社の経営及び市場に精通しているとともに、高い倫理観とコーポレートガバナンスへの見識を有しています。その経験と見識から、当社の経営をより適切に監督し得ると同時に、企業価値向上へ向けた戦略構築に貢献し得ると判断し、野上氏を取締役候補者としました。

 候補者
番号 **4** やまな けんいち
山名 賢一

再任



■生年月日	1962年1月4日 (満61歳)	■取締役会への出席状況	100% (10回/10回)
■所有する当社の株式数	21,979株	■監査委員会への出席状況	100% (14回/14回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2018年 4月	当社執行役常務 アセアン総支配人
2013年 6月	当社財務本部連結会計部長	2021年 4月	当社理事
2015年 6月	当社執行役 財務本部副本部長 IR・CSR室副担当	2021年 6月	当社取締役 (現) 監査委員会委員 (現)
2016年 6月	当社IR室副担当		

取締役候補者とした理由

山名賢一氏は、当社において、財務・会計部門を中心に業務経験を重ね、さらにアセアン地域の総支配人としての経営経験を通じ、当社の事業に精通しているとともに、高い倫理観とコーポレートガバナンスへの見識を有しています。その経験と見識から当社の経営の監督に適任であり、企業価値向上に資すると判断し、山名氏を取締役候補者としました。

候補者
番号

5

ながはま
永濱みつひろ
光弘

再任 社外 独立



■生年月日	1953年10月24日 (満69歳)	■取締役会への出席状況	100% (10回/10回)
■所有する当社の株式数	0株	■報酬委員会への出席状況	100% (4回/4回)
■当社社外取締役に就任してからの年数	3年	■監査委員会への出席状況	100% (14回/14回)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	(株)富士銀行入行	2010年 4月	同行取締役副頭取兼 米州地域統括役員
2002年 4月	(株)みずほコーポレート銀行 (現：(株)みずほ銀行) 米州非日系営業第二部長	2013年 4月	みずほ証券(株)取締役会長兼 米国みずほ証券会長
2003年 3月	同行執行役員大手町営業第六部長兼 大手町営業第七部長	2015年 4月	みずほ証券(株)常任顧問 (2020年3月退任)
2005年 4月	同行常務執行役員営業担当役員	2020年 6月	当社取締役(現) 報酬委員会委員長(現) 監査委員会委員(現)
2006年 3月	同行常務執行役員 米州地域統括役員		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永濱光弘氏には、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しており、取締役会において積極的にご発言いただいております。また、報酬委員会委員長として、役員報酬方針及び報酬決定等の議論・審議を通じ、主導的な役割を果たされています。さらに、監査委員会委員として、監査体制の充実とその運用について、委員会での討議・審議を通じ、適切な役割を果たされています。引き続き、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、永濱氏を社外取締役候補者としました。

特別な利害関係及び独立性に対する考え方

永濱光弘氏は、2015年4月以降、みずほ証券(株)の業務執行に従事していません。当社は同社と取引がありますが、その取引額は同社の純営業収益の0.1%未満であり、特別な利害関係はありません。同氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準(18ページ記載)及び、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、本総会で選任されることを条件に(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

重要な兼職の状況

(株)フラレ社外監査役、アズビル(株)社外取締役

候補者
番号

6

おばら
小原
こういち
好一

再任 社外 独立



■生年月日	1949年6月22日 (満73歳)	■取締役会への出席状況	100% (10回/10回)
■所有する当社の株式数	1,300株	■報酬委員会への出席状況	100% (4回/4回)
■当社社外取締役に就任してからの年数	2年		

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	前田建設工業(株)入社	2009年 4月	同社代表取締役社長
2003年11月	同社経営管理本部総合企画部長	2016年 4月	同社代表取締役会長
2005年 1月	同社執行役員 経営管理本部総合企画部長	2019年 4月	同社代表取締役相談役
2007年 1月	同社執行役員 調達本部副本部長	2019年 6月	同社相談役
2007年 6月	同社取締役 兼 執行役員 調達本部副本部長	2020年 4月	同社常任顧問
2007年11月	同社取締役 兼 執行役員 調達本部長	2021年 6月	当社取締役 (現) 報酬委員会委員 (現)
2008年 6月	同社取締役常務執行役員 経営管理本部長	2021年 7月	前田建設工業(株)顧問 (現)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小原好一氏には、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しており、取締役会において積極的にご発言いただいております。また、報酬委員会委員として、役員報酬方針及び報酬決定等の議論・審議を通じ、適切な役割を果たされています。引き続き、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、小原氏を社外取締役候補者としました。

特別な利害関係及び独立性に対する考え方

小原好一氏は、2019年7月以降、前田建設工業(株)の業務執行に従事していません。当社は同社と取引がありますが、その取引額は同社の売上高の0.1%未満であり、特別な利害関係はありません。同氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準(18ページ記載)及び、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、本総会で選任されることを条件に(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

重要な兼職の状況

前田建設工業(株)顧問

候補者
番号

7

つだ
津田 純嗣

再任 社外 独立

■生年月日	1951年3月15日 (満72歳)	■取締役会への出席状況	75% (6回/ 8回)
■所有する当社の株式数	1,000株	■指名委員会への出席状況	100% (5回/ 5回)
■当社社外取締役に就任してからの年数	1年		



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 3月	(株)安川電機製作所 (現(株)安川電機) 入社	2006年 3月	同社取締役インバータ事業部長
1998年 6月	米国安川電機(株)取締役副社長	2007年 3月	同社取締役ロボット事業部長
2003年 8月	(株)安川電機モーションコントロール事業部 インバータ事業担当部長	2009年 6月	同社常務取締役ロボット事業部長
2004年 3月	同社モーションコントロール事業部 インバータ事業統括部長	2010年 3月	同社代表取締役社長
2005年 6月	同社取締役 モーションコントロール事業部 インバータ事業統括部長	2013年 3月	同社代表取締役会長兼社長
		2016年 3月	同社代表取締役会長
		2022年 3月	同社取締役
		2022年 5月	同社特別顧問 (現)
		2022年 6月	当社取締役 (現) 指名委員会委員 (現)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

津田純嗣氏には、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しており、取締役会において積極的にご発言いただいております。また、指名委員会委員として、取締役の選任議案やCEO後継者計画等の議論・審議を通じ、適切な役割を果たされています。引き続き、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、津田氏を社外取締役候補者としました。

特別な利害関係及び独立性に対する考え方

津田純嗣氏は、2022年6月以降、(株)安川電機の業務執行に従事していません。当社と同社は相互に取引がありますが、その取引額は共に両社の売上高の0.1%未満であり、いずれについても特別な利害関係はありません。同氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準（18ページ記載）及び、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、本総会で選任されることを条件に(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

重要な兼職の状況

(株)安川電機特別顧問、TOTO(株)社外取締役、九州電力(株)社外取締役

候補者
番号

8

いずもと
泉本さよこ
小夜子

再任 社外 独立



■生年月日	1953年7月8日 (満69歳)	■取締役会への出席状況	100% (8回/ 8回)
■所有する当社の株式数	0株	■監査委員会への出席状況	100% (9回/ 9回)
■当社社外取締役に就任してからの年数	1年		

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 3月	等松・青木監査法人 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所	2015年 1月	総務省情報通信審議会委員
1979年 3月	公認会計士登録	2016年 7月	有限責任監査法人トーマツ退所
1995年 7月	監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) パートナー	2016年 8月	泉本公認会計士事務所代表 (現)
		2017年 4月	総務省情報公開・個人情報保護審査会委員
		2022年 6月	当社取締役 (現) 監査委員会委員長 (現)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

泉本小夜子氏には、公認会計士としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しており、取締役会において積極的にご発言いただいております。また、監査委員会委員長として、監査体制の充実とその運用について、委員会での討議・審議を通じ、主導的な役割を果たされています。引き続き、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、泉本氏を社外取締役候補者としました。

特別な利害関係及び独立性に対する考え方

泉本小夜子氏は、2016年8月以降、有限責任監査法人トーマツの運営に従事していません。当社と同監査法人の間に取引はなく、特別な利害関係はありません。同氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準（18ページ記載）及び、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、本総会で選任されることを条件に(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

重要な兼職の状況

フロイント産業(株)社外監査役

候補者
番号

9

ふじつか
藤塚みきお
主夫

新任 社外 独立



■生年月日 1955年3月13日 (満68歳)

■所有する当社の株式数 0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月	(株)小松製作所入社	2010年4月	同社常務執行役員
2001年6月	同社管理部長	2011年4月	同社CFO
2005年4月	同社執行役員	2011年6月	同社取締役 兼 常務執行役員
2008年4月	同社執行役員 グローバル・リテール・ ファイナンス事業本部長	2013年4月	同社取締役 兼 専務執行役員
2009年2月	同社執行役員 経営企画室長 兼 グローバル・ リテール・ファイナンス事業本部長	2016年4月	同社代表取締役副社長
		2019年4月	同社取締役 (同年6月退任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤塚主夫氏には、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を有しており、独立・公正な立場から経営の監督に活かしていただけるものと考えています。また、社外取締役として経営の監督および経営全般への助言を期待し、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、藤塚氏を社外取締役候補者としました。

特別な利害関係及び独立性に対する考え方

藤塚主夫氏は、2019年4月以降、(株)小松製作所の業務執行に従事していません。当社と同社は相互に取引がありますが、その取引額は当社の売上高の0.3%未満、同社の売上高の0.1%未満であり、いずれについても特別な利害関係はありません。同氏は当社の定める社外取締役の独立性に関する基準（18ページ記載）及び、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、本総会で選任されることを条件に(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ています。

重要な兼職の状況

ヤマハ(株)社外取締役、三井化学(株)社外監査役

注1：取締役候補者との責任限定契約について

当社は、野上宰門、山名賢一、永濱光弘、小原好一、津田純嗣、泉本小夜子の各氏との間で、会社法第427条第1項及び定款第27条に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案において各氏が再任された場合、各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。

また、藤塚主夫氏が取締役に選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

なお、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

注2：取締役候補者との補償契約について

当社は、取締役全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、補償金額の上限設定や被補償者による損害軽減の対応義務、補償の際に当社諮問委員会での審議を要することとし、被補償者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

なお、本議案において各候補者が取締役に選任された場合、各氏との間で同様の補償契約を締結する予定です。

注3：取締役候補者との役員等賠償責任保険契約について

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は特約部分も含め全額を当社が負担しています。

当該保険契約により、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る争訟費用や損害賠償請求等を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

なお、本議案において各候補者が取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

なお、当該保険契約は任期途中である2023年9月に更新する予定です。

注4：取締役候補者との特別の利害関係について

各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

注5：社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中の当該株式会社における法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実について

小原好一氏は、2019年6月まで前田建設工業株式会社の取締役に就任しておりましたが、同社の元役員が2019年2月から3年間にわたり合計3回のインサイダー取引を行い、2021年11月19日に証券取引等監視委員会より、元役員に対する課徴金納付命令の勧告がなされております。当該インサイダー取引のうち、1回目の取引は同氏の代表取締役会長在任期間中に元役員により行われたものです。同氏はその当事者ではなく、上記事実が判明するまで当該事実を認識しておらず、同社が設置した第三者委員会の調査報告書においても、当該インサイダー取引は、元役員個人の規範意識の低さ及びインサイダー取引についての厳しい規制への無自覚にもっぱら起因し、同社の組織的なコンプライアンス、情報管理に係るガバナンス上の問題に起因するものではないと報告されております。

津田純嗣氏は、2021年6月より九州電力株式会社の社外取締役に就任しておりますが、2023年1月、同社の一部従業員が、九州電力送配電株式会社から業務を受託している非常災害時等の対応業務以外で、同社の所有するシステムを使用するなどにより、他の小売電気事業者の顧客情報等を閲覧していた事案が判明し、2023年4月に、同社に対し経済産業省から電気事業法に基づく業務改善命令がなされております。同氏は事前に当該事案を認識しておりませんでした。日頃から同社取締役会等において、グループガバナンスやリスク管理、法令遵守等の視点に立った意見・提言等を行い、法令違反等の予防を行ってまいりました。また、当該事案の判明後は、取締役会等において、法令遵守の重要性や原因究明及び再発防止等に関する提言を行うなど、その職責を果たしております。

注6：社外取締役候補者の当社社外取締役に就任してからの年数について

取締役再任候補者の在任年数は、当社社外取締役に就任してから、本総会終結の時までを通算して表記しています。

注7：取締役会議長について

本議案が承認された場合、野上宰門氏が取締役会議長に就任する予定です。なお、野上宰門氏は、2023年3月31日をもって執行役を退任しております。

注8：委員会の構成について

本議案が承認された場合、委員会の構成及び委員長については以下を予定しています。

指名委員会	津田純嗣（委員長）、藤塚主夫、市井明俊
監査委員会	泉本小夜子（委員長）、永濱光弘、山名賢一
報酬委員会	永濱光弘（委員長）、小原好一、鈴木啓太

<ご参考>

社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役候補者は、会社として独立性を有すると判断した者、下記の項目に該当しない者としています。

- (1) 当社の前年度連結売上高の2%以上を占める会社（連結ベース）に所属する者、又は最近まで所属した者
 - (2) 取引先の前年度連結売上高の2%以上を当社並びに連結会社が占める会社に所属する者、又は最近まで所属した者
 - (3) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属する者、又は最近まで所属した者
 - (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家あるいは法律専門家である者、又は最近まであった者
 - (5) 当社の前年度期末の発行済み株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、又は最近まで所属した者
 - (6) 当社が前年度期末の発行済み株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、又は最近まで所属した者
 - (7) 上記の(1)から(6)のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の2親等内の親族あるいは同居の家族（「重要」な者とは、各会社・取引先の役員・上級役職者、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士を想定）
 - (8) 当社又はその子会社の業務執行者等である者、又は最近まであった者の2親等内の親族あるいは同居の家族
- なお、上記の「最近」とは、当社の取締役改選時より遡って3年未満の期間を指します。

※この内容は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。

(<https://www.nsk.com/jp/company/governance/index.html>)

取締役会のスキル・マトリックス（本総会において各取締役候補者が選任された場合）

当社の取締役役に期待する経験・専門性は次のとおりになります。

氏名		期待する経験・専門性				
		企業経営/ 経営トップ	コーポレート ガバナンス/ 内部統制	グローバル ビジネス	技術/生産	財務/会計/ 資本政策
市井明俊		●	●	●		
鈴木啓太			●	●		●
野上宰門		●	●	●		●
山名賢一			●	●		●
永濱光弘	社外	●	●	●		●
小原好一	社外	●	●	●	●	
津田純嗣	社外	●	●	●	●	
泉本小夜子	社外		●			●
藤塚主夫	社外	●	●	●		●

社外：社外取締役

以上

<ご参考>

政策保有株式について

<政策保有株式に関する方針>

当社は、当社グループの中長期的な企業価値の向上を図る上で保有の合理性が乏しいと判断する政策保有株式は、縮減を進めることを方針とします。一方、保有の合理性があると判断する場合には保有を継続します。なお、保有の適否については、毎年、執行機関が個別銘柄別に当社の資本コストに見合う便益があるか否かという観点から、定量的及び定性的に検証を行います。取締役会は、執行機関から定期的に報告を受け、検証を行います。保有の合理性がないと判断する政策保有株式は、株価や市場動向等を考慮して売却を進めます。

<政策保有株式の議決権行使基準>

当社は、政策保有株式の議決権行使に関する具体的な行使基準を有しています。なお、議決権行使にあたっては、株主価値の毀損に繋がる議案でないかどうか、当社及び株式保有先企業の中長期的な企業価値の向上に資するかどうかなどの観点から判断を行います。

<保有銘柄数及び貸借対照表計上額>

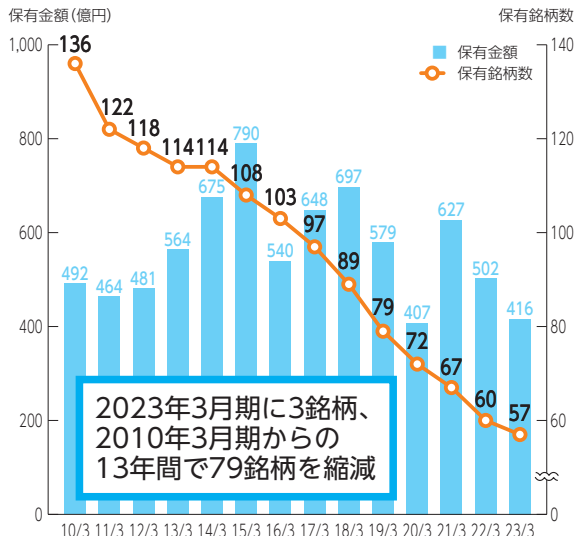
区分	2022年3月末		2023年3月末	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表 計上額の合計額 (百万円)
非上場株式	33	1,016	34	1,010
非上場株式以外の株式	27	49,154	23	40,570
保有合計	60	50,170	57	41,581
みなし保有株式	1	128,349	1	54,285
連結資本合計		637,460		634,724

<連結資本合計に対する株式保有金額の比率>

みなし保有株式を除く	7.9%	6.6%
みなし保有株式を含む	28.0%	15.1%

政策保有株式の着実な縮減に加えてみなし保有株式を一部売却したことにより、2023年3月末の「連結資本合計に対する株式保有金額の比率」はみなし保有株式を除き6.6%、みなし保有株式を含めて15.1%まで低下しました。

<保有推移(みなし保有株式を除く)>



事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、「『変わる 超える』で新しい姿の1兆円企業へ」を目指す姿として、2022年度から2026年度までの5ヵ年を『中期経営計画2026』と位置づけ、様々な取り組みを推進しています。「安全・品質・環境・コンプライアンス」の当社コアバリューを、経営の意思決定や行動において最優先される共通の価値基準とし「収益を伴う成長」「経営資源の強化」「ESG経営」の3つの経営課題に取り組んでいます。

当連結会計年度の世界経済を概観すると、景気は一部の地域において弱さがみられるものの、緩やかな持ち直しが続いています。一方で、ウクライナ情勢の緊迫化を契機としたエネルギー価格の高騰などによるインフレ進行、長期化する半導体等部材のサプライチェーン問題、加えて各国中央銀行の金融引き締めに伴う景気後退懸念など、経済の先行きは未だ不透明な状況にあります。

地域別にみると、日本は海外経済の減速に伴う輸出環境の悪化や消費者心理を冷やす物価高など持ち直しの動きに足踏みがみられました。米国では長引くインフレや金融引き締めによる下押し圧力が強まるなど景気は減速しました。欧州はインフレの高止まりや国際的な金融システム不安が景況感の悪化につながり停滞しました。中国では第1四半期に新型コロナウイルス感染封じ込めを目的としたゼロコロナ政策で経済活動が滞り、規制解除後に製造業の設備投資は伸び悩むなど持ち直しの動きに弱さがみられました。

このような経済環境において当社グループの業績は、材料・エネルギー・物流のインフレが一段と進行した影響を受けたものの、為替が円安に推移したことに加え、インフレ影響に対して売価転嫁を推し進めた結果、当連結会計年度の売上高は9,381億円と前期に比べて8.4%の増収となりました。営業利益は329億円(前期比+11.9%)、税引前利益は319億円(前期比+8.2%)、親会社の所有者に帰属する当期利益は184億円(前期比+11.0%)となりました。

当社グループのセグメントごとの業績は次のとおりです。

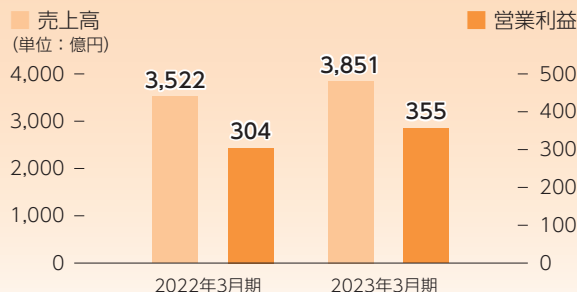
セグメント別の概況

2022年10月1日より、一部の事業につき報告セグメントの区分を変更しており、前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しています。

産業機械事業

〈ご参考〉

売上高・営業損益推移



売上高

3,851 億円
(前期比9.3% ▲)

営業利益

355 億円
(前期は304億円の利益 ▲)

産業機械事業
41.1%
売上高

①産業機械事業

当期前半は、半導体市場と電動化及び自動化関連を中心とした設備投資が堅調に推移しました。足元では先行き不透明感を受けて需要の低迷が見られるものの、売価転嫁の推進と為替影響もあり、当連結累計期間は対前期比で増収となりました。

地域別では、日本及び米州はアフターマーケットや半導体製造装置向けを中心に需要が増加しました。欧州ではアフターマーケットや工作機械向けの販売が増加し増収となりました。中国はゼロコロナ政策に伴う厳格な活動規制により生産活動が停滞した影響を受けたものの、工作機械向けなどの増加と為替影響により増収となりました。

この結果、産業機械事業の売上高は3,851億円(前期比+9.3%)、営業利益は355億円(前期は304億円の利益)となりました。

〈ご参考〉

持続可能な社会を実現するための環境に貢献するNSK製品

NSKは、お客様や社会のニーズを的確に捉えながら、カーボンニュートラルの世界を目指し、環境貢献型の製品や技術の開発を進めています。

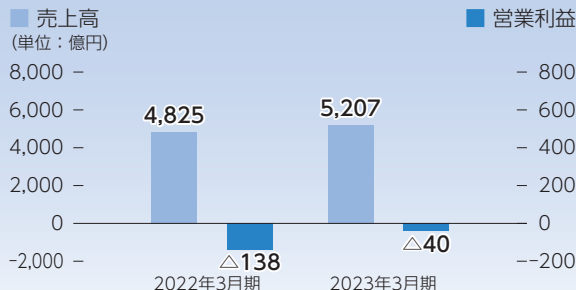




自動車事業

<ご参考>

売上高・営業損益推移



売上高

5,207億円
(前期比7.9% ↑)

営業損失

40億円
(前期は138億円の損失)

②自動車事業

半導体不足や部品供給停滞で減産が拡大した前期からの回復が想定より遅れたものの、売価転嫁の推進と為替影響もあり、当連結累計期間は対前期比で増収となりました。

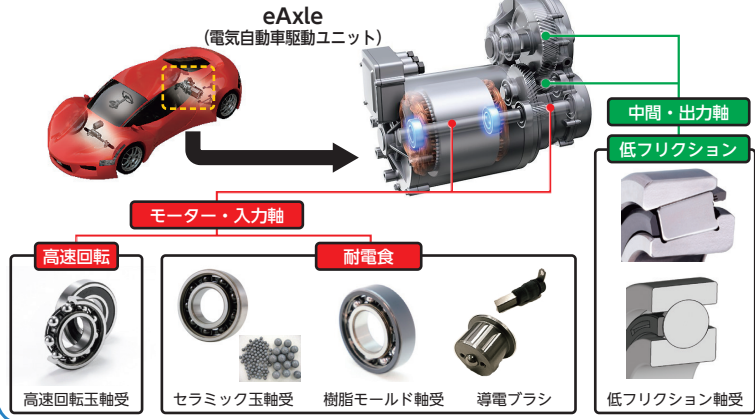
地域別では、日本は当期前半に中国からの部品調達が滞るなど自動車の生産調整が続いた影響を受けて減収となりました。米州及び欧州では前期に半導体等部材の供給不足による生産制約の影響を受けて落ち込んだ反動により増収となりました。中国はゼロコロナ政策に伴う厳格な活動規制により生産が停滞した影響や規制解除後の販売が伸び悩み減収となりました。

この結果、自動車事業の売上高は5,207億円(前期比+7.9%)、営業損失は40億円(前期は138億円の損失)となりました。

<ご参考>

電気自動車(EV)向け eAxle の機能向上に貢献する NSK 製品

NSK は、マーケットのニーズに応じた電食防止、高速回転対応や低フリクション製品のラインナップを拡充し、eAxle の機能向上に貢献します。



〔2〕設備投資の状況

当社グループは、事業の持続的成長、競争力の向上、新技術への開発投資を戦略的に行うことを基本方針としています。

当連結会計年度では、経済社会活動が正常に動き出したものの、半導体等部材の供給不足、原材料の上昇などにより先行きは依然不透明な状況にありますが、当社のコアバリューである「安全・品質・コンプライアンス・環境」に関する案件や、生産性向上及び設備更新、更にはIoT関連及びDX推進などに対し621億円(対前期+98億円)の設備投資を行いました。

産業機械事業では、生産性向上・設備更新及びBCP[※]対策での生産移管などに290億円(対前期+67億円)の投資を行いました。自動車事業では、生産性向上及び設備更新に加え、新技術・新製品開発などに295億円(対前期+60億円)の投資を行いました。

※BCP(Business Continuity Plan) …災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画。

(単位:億円)

セグメント	2023年3月期 設備投資額
産業機械事業	290
自動車事業	295
その他	36
合計	621

〔3〕資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資及び運転資金につきましては、自己資金及び金融機関からの借入金等を充当しました。また、社債償還資金と借入金返済資金に充当するため、国内無担保普通社債430億円を発行しました。

当期末における借入金及び社債の残高は、前期末に比べて323億円増加し、3,357億円となりました。

〔4〕 対処すべき課題

当社グループは企業理念である『NSKは、MOTION & CONTROL™を通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めます。』のもと、技術の進化を支え、豊かな社会の発展とともに成長してきました。

現在の当社グループを取り巻く事業環境は、ウクライナ情勢の緊迫化を契機としたエネルギー価格の高騰などによるインフレ進行、長期化する半導体等部材のサプライチェーン問題、加えて各国中央銀行の金融引き締めに伴う景気後退懸念など、経済の先行きは未だ不透明な状況にあります。また、自動車産業をはじめとする産業全般における電動化・自動化・デジタル化などの技術革新は急激に進み、企業として取り組むべき課題は増加を続けています。さらには、カーボンニュートラル、人権の尊重、少子高齢化問題への取り組みなど企業の社会的責任の重要性は増し、経営環境は急速に変化しています。

こうした環境下においても、当社グループは企業理念のもと、技術革新の進展や地球環境負荷の低減に対する取組みを成長の機会と捉え、技術・製品・サービスを通じ、高い品質と信頼で応えていきます。すなわち、トライボロジーとデジタルの融合による価値創出で、持続可能な社会の発展に貢献し、社会から必要とされ、信頼され、選ばれ続ける企業を目指していきます。

その実現に向けて、2022年度から2026年度までの5カ年を対象期間とする『中期経営計画2026』に則り、事業基盤の強化を進めていきます。当社のコアバリューである「安全・品質・環境・コンプライアンス」を経営の意思決定や行動において最優先される共通の価値基準とし、「収益を伴う成長」「経営資源の強化」「ESG経営」の3つの経営課題に取り組んでいきます。

3つの経営課題とその取り組み内容は以下のとおりです。

1. 「**収益を伴う成長**」として、**既存ビジネスを伸ばすとともに新たなビジネス領域を育てることを意味する“Bearings & Beyond”のもと、事業環境の変化の中でも、持続的成長が可能な事業基盤の確立を目指します。**
 - ・当社グループの強みである軸受・精機製品の競争力を高め、産業機械ビジネスの拡大による事業ポートフォリオの変革と、自動車の電動化へのシフトに対応していきます。
 - ・産業の自動化や環境対応、及び当社の状態監視技術の深化など、新技術の共創を進め、新商品でのビジネスを広げていきます。
 - ・ステアリング事業は新会社のもと、単独での事業運営の推進と戦略的パートナーとのアライアンスの検討を進めます。
2. 「**経営資源の強化**」として、**デジタルの力で経営資源を強化し、事業変革を起こし続ける基盤を作ります。**
 - ・品質・技術・モノづくり、及びそれらを支える人材の育成において、デジタル技術を積極的に活用します。
 - ・モノづくりの方針として「生産の超安定化」を掲げ、飛躍的生産性の向上と、より安全・安心で、環境にやさしい工場を実現し、モノづくりの変革を目指します。
 - ・多様な人材の登用、多様なキャリアの開発・支援を進め、人的資本の価値最大化を目指します。
3. 「**ESG経営**」として、**社会から必要とされ、信頼され、選ばれ続ける企業を目指します。**
 - ・省エネへの取組み、新技術の開発、及び再生可能エネルギーの活用により、二酸化炭素の自社からの直接排出(Scope1)とエネルギー使用による排出(Scope2)について、2035年度にカーボンニュートラル達成を目指します。
 - ・エネルギーロスを少なくする低摩擦技術や、風力発電・水素エネルギーなどに使用される環境貢献型の製品・サービスの提供により循環型社会の発展に貢献します。
 - ・働き方改革によって働きやすい環境をつくり、ダイバーシティ&インクルージョンを推進します。
 - ・グループガバナンスの強化と、ステークホルダーとの対話を深めていきます。

当社グループは、以上の経営課題に取り組む、『変わる 超える』への挑戦を続け、未来志向の高い目標に向かって、前進を続ける活力のある会社を目指します。企業理念に基づいた企業活動とMOTION & CONTROL™を通じて、社会的課題の解決と社会の持続的発展への貢献を続けていきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

【国際会計基準(IFRS)】

	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
売上高	831,034百万円	747,559百万円	865,166百万円	938,098百万円
営業利益	23,604百万円	6,364百万円	29,430百万円	32,936百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	17,412百万円	355百万円	16,587百万円	18,412百万円
資本合計	526,518百万円	573,569百万円	637,460百万円	634,724百万円
資産合計	1,029,884百万円	1,171,699百万円	1,234,551百万円	1,233,256百万円
1株当たり親会社所有者帰属持分	987.01円	1,081.88円	1,204.63円	1,200.92円
基本的1株当たり当期利益	34.00円	0.69円	32.35円	35.89円
親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)	3.3%	0.1%	2.8%	3.0%

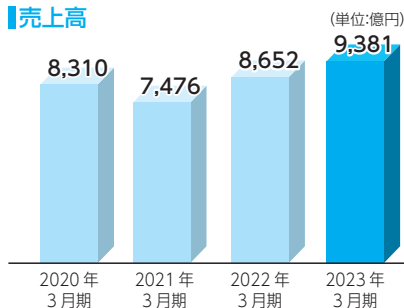
(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

2. 会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しています。

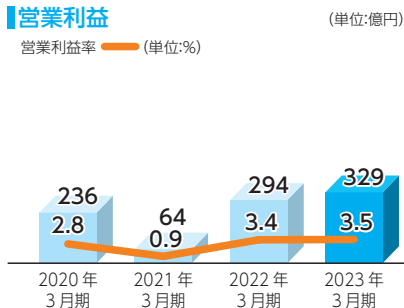
3. 「1株当たり親会社所有者帰属持分」は期末の株式数、「基本的1株当たり当期利益」は期中の平均株式数により算出しています。

4. 2022年3月期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、2021年3月期以降の関連する数値について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させています。

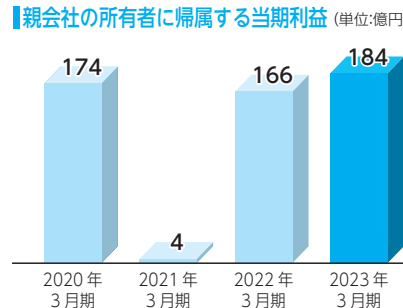
売上高



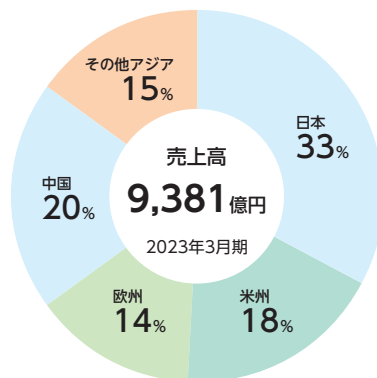
営業利益



親会社の所有者に帰属する当期利益



〈ご参考〉 〈顧客地域別売上高〉



〔6〕 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	事業の内容
NSKステアリングシステムズ株式会社	7,500百万円	100.0%	自動車部品の製造
株式会社天辻鋼球製作所	2,101百万円	100.0%	鋼球の製造・販売
NSKアメリカズ社	195,700千米ドル	100.0%	米州関係会社の統括
NSKブラジル社	51,227千レアル	100.0%	産業機械軸受等の製造・販売
NSKヨーロッパ社	90,364千ユーロ	100.0%	欧州関係会社の統括
NSK中国社	1,641,358千中国元	100.0%	中国関係会社の統括、軸受等の販売
NSK昆山社	701,608千中国元	(注) 3 63.3% (85.0%)	自動車軸受等の製造
NSKベアリング・インドネシア社	45,000千米ドル	(注) 4 75.0% (100.0%)	産業機械軸受等の製造
NSK韓国社	53,892百万ウォン	100.0%	自動車軸受等の製造・販売

- (注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てています。
 2. 上記9社は、会社の資本金、総資産、売上高及び当社の出資比率を参考に選択しました。
 3. () 内の数字は、中国にある関係会社の統括会社NSK中国社 (当社出資比率100.0%) の出資比率を含んでいます。
 4. () 内の数字は、NSKインターナショナル (シンガポール) 社 (当社出資比率100.0%) の出資比率を含んでいます。

〔7〕 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、産業機械事業、自動車事業等を行っています。産業機械事業については、一般産業向けの軸受、精密機器関連製品及び状態監視システムの製造・販売を行っています。自動車事業については、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、自動変速機用部品及びステアリング等の製造・販売を行っています。

事業	主要製品
産業機械	玉軸受、円すいころ軸受、円筒ころ軸受、自動調心ころ軸受、精密軸受、ボールねじ、リニアガイド、XYテーブル、メガトルクモータ、状態監視システム
自動車	ハブユニット軸受、ニードル軸受、円すいころ軸受、円筒ころ軸受、玉軸受、自動変速機用部品、ステアリング、電動パワーステアリング
その他	鋼球、機械設備等

〔8〕 主要拠点 (2023年3月31日現在)

〈主要販売拠点〉

地域	名称	所在地	
日本	当 社	東北支社	宮城県仙台市
		北関東支社	群馬県高崎市
		東京支社	東京都品川区
		西関東支社	神奈川県厚木市
		長野支社	長野県諏訪市
		静岡支社	静岡県静岡市
		名古屋支社	愛知県名古屋市中区
		北陸支社	石川県金沢市
		関西支社	大阪府大阪市
		兵庫支社	兵庫県姫路市
		中国支社	広島県広島市
		九州支社	福岡県福岡市
		東日本自動車第一部	神奈川県厚木市
		東日本自動車第二部	東京都品川区
		東日本自動車第三部	栃木県宇都宮市
中部日本自動車部	愛知県豊田市／大阪府大阪市		
中部日本浜松自動車部	静岡県浜松市		
西日本自動車部	広島県広島市		
米 州	NSKコーポレーション社	Michigan, U.S.A.	
	NSKプレジジョン・アメリカ社	Indiana, U.S.A.	
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	Vermont, U.S.A.	
	NSKベアリング・メキシコ社	Silao Guanajuato, Mexico	
	NSKブラジル社	Suzano, Brazil	
欧 州	NSK UK社	Nottinghamshire, U.K.	
	NSKドイツ社	Ratingen, Germany	
	BKVドイツ社	Darmstadt, Germany	
	NSKフランス社	Guyancourt, France	
	NSKイタリア社	Milano, Italy	
	NSKポーランド社	Kielce, Poland	
アジア	NSK中国社	中国 昆山市	
	NSKインターナショナル (シンガポール) 社	Singapore	
	NSKベアリング・マニュファクチャリング (タイ) 社	Chonburi, Thailand	
	ラネーNSKステアリングシステムズ社	Tamil Nadu, India	
	NSK韓国社	韓国 ソウル市	

〈主要生産拠点〉

地域	名称	所在地	
日本	当 社	藤沢工場	神奈川県藤沢市
		大津工場	滋賀県大津市
		福島工場	福島県東白川郡
		石部工場	滋賀県湖南市
		埼玉工場	埼玉県羽生市
		高崎工場/榛名工場	群馬県高崎市
	NSKマイクロプレジジョン株式会社	神奈川県藤沢市	
	日本精工九州株式会社	福岡県うきは市	
	井上軸受工業株式会社	大阪府富田林市	
	NSKステアリングシステムズ株式会社	群馬県前橋市	
	NSKワナー株式会社	静岡県袋井市	
	株式会社天辻鋼球製作所	大阪府門真市	
	NSKマシナリー株式会社	埼玉県久喜市	
米 州	NSKコーポレーション社	Indiana, U.S.A.	
	NSKプレジジョン・アメリカ社	Indiana, U.S.A.	
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	Tennessee, U.S.A.	
	NSKベアリング・マニュファクチュアリング・メキシコ社	Silao Guanajuato, Mexico	
欧 州	NSKブラジル社	Suzano, Brazil	
	NSKベアリング・ヨーロッパ社	Durham, U.K.	
	NSKベアリング・ポーランド社	Kielce, Poland	
アジア	NSKステアリングシステムズ・ポーランド社	Walbrzych, Poland	
	NSK昆山社	中国 昆山市	
	NSKステアリングシステムズ杭州社	中国 杭州市	
	NSKベアリング・インドネシア社	Bekasi, Indonesia	
	NSKベアリング・マニュファクチュアリング (タイ) 社	Chonburi, Thailand	
	サイアムNSKステアリングシステムズ社	Chachoengsao, Thailand	
ラネーNSKステアリングシステムズ社	Haryana, India		
NSK韓国社	韓国 昌原市		

〈ご参考〉

	販売拠点等	生産拠点
日 本	30	20
米 州	13	10
欧 州	16	11
アジア	47	26
合 計	106	67

(2023年3月末時点拠点数)

〔9〕 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

事業	従業員数	前期末比増減数
産業機械	13,152名 (1,210名)	142名減 (209名減)
自動車	13,488名 (1,237名)	578名減 (1名減)
全社(共通)・その他	3,242名 (339名)	25名増 (25名増)
合計	29,882名 (2,786名)	695名減 (185名減)

- (注) 1. 従業員数は当社及び連結子会社の就業人員です。
 2. () 内は直接雇用の臨時従業員数であり、当社及び連結子会社の年間の平均人員を外数で記載しています。

〔10〕 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	61,582百万円
株式会社三菱UFJ銀行	45,648百万円
株式会社横浜銀行	18,190百万円
明治安田生命保険相互会社	13,500百万円
日本生命保険相互会社	13,000百万円
富国生命保険相互会社	8,500百万円

- (注) 1. 借入金残高には借入先の海外現地法人からの借入を含みます。
 2. 借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

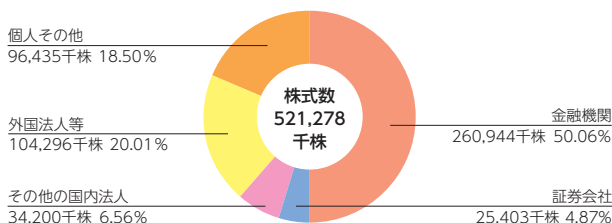
- (1) 発行可能株式総数** 1,700,000,000株
- (2) 発行済株式の総数** 521,278,795株 (自己株式29,989,309株を除く)
- (3) 株主数** 64,909名
- (4) 大株主** (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	78,120千株	14.98%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	32,689千株	6.27%
明治安田生命保険相互会社	27,626千株	5.29%
富国生命保険相互会社	22,400千株	4.29%
日本生命保険相互会社	22,034千株	4.22%
株式会社みずほ銀行	18,211千株	3.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社トヨタ自動車口	10,709千株	2.05%
トヨタ自動車株式会社	10,000千株	1.91%
日本精工取引先持株会	9,939千株	1.90%
日本精工社員持株会	8,689千株	1.66%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しています。
 2. 持株比率は自己株式 (29,989,309株) を控除して計算しています。
 3. 自己株式には、株式給付信託に係る信託口が所有する当社株式7,669,880株を含めていません。

株主分布状況<ご参考>

所有者別分布状況



(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 者 数
取 締 役 (社 内)	—	—
取 締 役 (社 外)	18,800株	2名
執 行 役	215,800株	11名

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

権 利 行 使 期 間		2015年8月21日 ～2025年7月29日	
区 付 与 対 象 分 者	取 締 役 (社 外 取 締 役 を 除 く)	4名	930個
	執 行 役	7名	350個
目 的 と な る 株 式 の 種 類		普通株式	
目 的 と な る 株 式 の 数		128,000株	
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額		払込みを要しない	
1 株 当 た り の 行 使 価 額		1,806円	

- (注) 1. 会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、取締役会にて決議したものです。
 2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株です。
 3. 執行役を兼務する取締役については、取締役として記載しています。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2023年3月31日現在)

① 取締役の兼職状況等

氏名	担当及び重要な兼職の状況
内山俊弘	サッポロホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社IHJ 社外取締役
市井明俊	指名委員会委員
野上宰門	報酬委員会委員
山名賢一	監査委員会委員
藤田能孝	指名委員会委員長、監査委員会委員 株式会社村田製作所 顧問
永濱光弘	報酬委員会委員長、監査委員会委員 株式会社クラレ 社外監査役、アズビル株式会社 社外取締役
小原好一	報酬委員会委員、前田建設工業株式会社 顧問
津田純嗣	指名委員会委員、株式会社安川電機 特別顧問、 TOTO株式会社 社外取締役、九州電力株式会社 社外取締役
泉本小夜子	監査委員会委員長、フロイント産業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 藤田能孝、永濱光弘、小原好一、津田純嗣、泉本小夜子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 藤田能孝、永濱光弘、小原好一、津田純嗣、泉本小夜子の各氏については、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準を設けており、その内容は招集ご通知18ページに記載しています。
3. 監査委員会委員長である泉本小夜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当社は、監査委員会の機能を有効かつ効率的なものとするため、社内取締役の山名賢一氏を常勤の監査委員会委員としています。常勤の監査委員会委員は、その職務として監査業務の執行、重要会議等への出席、執行部門からの情報収集ならびに経営監査部に対する指示・監督等を担い、これらの情報を監査委員会委員全員で共有しています。
5. 取締役 馬田一、望月明美の両氏は、2022年6月28日付をもって退任しました。

② 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項及び定款第27条に基づき、取締役(業務執行取締役等である者を除く)全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額です。

(2) 執行役の氏名等(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	市 井 明 俊	C E O
代表執行役副社長	野 上 宰 門	社長補佐、C F O
執 行 役 専 務	吉 清 知 之	産業機械事業本部長
執 行 役 専 務	御地合 英 季	自動車事業本部長
執 行 役 常 務	三田村 宣 晶	技術開発本部長、技術開発本部コア技術研究開発センター所長
執 行 役 常 務	明 石 邦 彦	品質保証本部長
執 行 役 常 務	高 山 優	生産本部長、調達本部長
執 行 役 常 務	郁 国 平	中国総代表
執 行 役 常 務	鈴 木 啓 太	財務本部長
執 行 役 常 務	石 川 進	産業機械事業本部副本部長
執 行 役 常 務	近 江 勇 人	自動車事業本部副本部長、自動車事業本部自動車技術総合開発センター所長
執 行 役 常 務	大 竹 成 人	自動車事業本部副本部長、 自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部長
執 行 役 常 務	武 村 浩 道	産業機械事業本部副本部長、 産業機械事業本部産業機械技術総合開発センター所長
執 行 役 常 務	早 田 龍 史	産業機械事業本部副本部長、産業機械事業本部インダストリアル本部長
執 行 役 常 務	尾 崎 美千生	自動車事業本部副本部長、自動車事業本部パワートレイン本部長
執 行 役 常 務	岡 秀 典	人事総務本部長
執 行 役	村 田 珠 美	中国副総代表
執 行 役	ウルリッヒ・ ナス	欧州総支配人
執 行 役	ブライアン・ パーソンズ	米州総支配人
執 行 役	村 山 玄	経営企画本部長
執 行 役	早 速 秀 明	アセアン総支配人

(注) 市井明俊、野上宰門の両氏は、取締役を兼務しています。

＜ご参考＞

本年4月1日以降の執行役は以下のとおりです。

執行役の氏名等 (2023年4月1日以降)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	市 井 明 俊	C E O
代表執行役専務	鈴 木 啓 太	C F O、財務本部長
執行役専務	吉 清 知 之	産業機械事業本部長
執行役専務	御地合 英 季	自動車事業本部長
執行役専務	近 江 勇 人	技術開発本部長
執行役常務	明 石 邦 彦	品質保証本部長
執行役常務	郁 国 平	中国総代表
執行役常務	石 川 進	産業機械事業本部副本部長
執行役常務	大 竹 成 人	自動車事業本部副本部長、 自動車事業本部ステアリング&アクチュエータ本部長
執行役常務	武 村 浩 道	産業機械事業本部副本部長、 産業機械事業本部産業機械技術総合開発センター所長
執行役常務	早 田 龍 史	産業機械事業本部副本部長、産業機械事業本部インダストリアル本部長
執行役常務	尾 崎 美千生	自動車事業本部副本部長、自動車事業本部パワートレイン本部長
執行役常務	岡 秀 典	人事総務本部長
執行役常務	宮 田 慎 司	自動車事業本部副本部長、自動車事業本部自動車技術総合開発センター所長
執行役常務	後 藤 直 樹	生産本部長
執行役常務	村 田 達 紀	デジタル変革本部長
執行役	村 田 珠 美	中国副総代表
執行役	ウルリッヒ・ ナス	欧州総支配人
執行役	ブライアン・ パーソンズ	米州総支配人
執行役	村 山 玄	自動車事業本部副本部長
執行役	早 速 秀 明	経営企画本部長

(注) 市井明俊氏は、取締役を兼務しています。

〔3〕役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び一部の当社子会社及び関連会社の取締役、執行役及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は特約部分も含め全額を当社及び一部の当社子会社並びに関連会社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る争訟費用や損害賠償請求を受けることによって生ずることのある損害が保険会社により填補されます。ただし故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

〔4〕補償契約に関する事項

当社は、取締役及び執行役全員との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、補償金額の上限設定や被補償者による損害軽減の対応義務、補償の際に当社諮問委員会での審議を要することとし、被補償者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

〔5〕取締役及び執行役の報酬等の額(2023年3月31日現在)

① 役員報酬等の額の決定に関する方針

指名委員会等設置会社である当社では、役員報酬の体系、その水準、及び個人別の報酬等について、社外取締役が委員長を務める報酬委員会において、外部専門家のアドバイス、他社の水準や動向などに関する客観的な情報を参考に決定します。

当社の役員報酬は、「執行役としての報酬」と「取締役としての報酬」を別々に決定し、取締役が執行役を兼務する場合は、それぞれの報酬を合算して支給します。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての株式報酬は支給しません。

(イ) 執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬と業績に応じて変動する業績連動報酬からなり、基本報酬と業績連動報酬の割合は、概ね4:6を標準としています。

i. 基本報酬

基本報酬は、執行役の役位に応じた額を決め、また、代表権を有する執行役には、加算を行います。

ii. 業績連動報酬

業績連動報酬は短期業績連動報酬と中長期業績連動型株式報酬で構成されます。

① 短期業績連動報酬

収益力の強化、株主資本の効率化、企業価値向上などの経営目標に整合する指標として、営業利益率、ROE、キャッシュ・フロー、売上高に対する新製品売上比率並びにCO2排出量削減、安全及び品質向上等のESGに関する課題の目標達成度を指標として用い、短期業績連動報酬の額を決定します。更に、個人別の報酬額は、担当する職務の業績達成度等を勘案して支給します。

② 中長期業績連動型株式報酬

持続的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高め、株主との利害の共有を図り、執行役の報酬と中長期的な株式価値との連動性を更に強化することを目的として、株式給付信託の仕組みを活用した業績

連動型株式報酬制度を導入しています。

当制度は、当社株式の株主総利回り (TSR) の相対評価 (TOPIXの成長率との比較) に応じて3年毎にポイントを確認し、退任時に当社株式を給付するものです。但し、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を給付するものとします。

なお、2020年4月から2023年3月の期間における相対TSRは75.20%となりました (当制度はポイント付与後、3年経過後に確定する仕組みのため、2021年に付与したポイントは2024年、2022年に付与したポイントは2025年に確定します)。

(ロ) 取締役の報酬

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と変動報酬である株式報酬からなります。

i. 基本報酬

基本報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定します。

ii. 株式報酬

持続的な企業価値の向上に対する取締役の貢献意識を一層高め、株主との利害の共有を図ることを目的として、株式給付信託の仕組みを活用した株式報酬制度を導入しています。当制度は、社外取締役、社内取締役の別に応じて、事業年度毎に予め付与したポイントに基づき、退任時に当社株式を給付するものです。但し、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を支給するものとします。

また、執行役を兼務する取締役には、取締役としての株式報酬は支給しません。

(ハ) その他

子会社、関連会社等の別の会社役員に就任している者が執行役に就任した場合には、報酬を別に定めます。

② 取締役及び執行役の報酬等の額

2022年4月1日から2023年3月31日までの期間における取締役及び執行役の報酬等の額は以下のとおりです。

	報酬等の総額	基本報酬		短期業績連動報酬		株式報酬	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額
取締役 (社内)	143百万円	4名	121百万円	—	—	2名	22百万円
取締役 (社外)	86百万円	7名	72百万円	—	—	7名	14百万円
執行役	921百万円	19名	533百万円	17名	77百万円	32名	310百万円

(注) 1. 取締役 (社内) の報酬 (株式報酬除く) には、執行役を兼務する者の取締役分が含まれています。

2. 業績連動報酬の額は、2023年3月期の業績に基づいた2023年7月3日の支払い予定額です。

また、2022年3月期の業績に基づいた2022年7月1日の支払額は108百万円です。

3. 株式報酬の額は、当事業年度費用計上額を記載しています。

4. 記載金額は百万円未満を切り捨てています。

当社報酬委員会は、外部専門家のアドバイス、他社の水準や動向などに関する客観的な情報を加味し、当該事業年度の執行役、取締役の個人別の報酬等を本方針に則って決定しました。したがって、当社報酬委員会は、当該個人別の報酬等の内容が本方針に沿うものであると判断しました。

〔6〕 社外取締役に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

各社外取締役の重要な兼職先は、本報告書32ページ記載の「〔1〕取締役の氏名等」の「担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりです。各氏は、招集ご通知18ページ記載の当社の定める「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしています。

なお、当社と各社外取締役の重要な兼職先との間に開示すべき関係はありません。

② 社外取締役の主な活動状況と役割

氏名	取締役会及び担当委員会への出席状況	主な活動状況と役割
藤田能孝	取締役会 100%(10回/10回) 指名委員会100%(6回/ 6回) 監査委員会100%(14回/14回)	企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督および経営全般への助言を期待しています。 取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け積極的かつ適切な発言を行っています。 また、指名委員会委員長として同委員会の議事運営を主導し、取締役選任議案やCEO後継者計画等の議論・審議を行うとともに、適宜取締役会への報告を行っているほか、監査委員会においては監査体制の充実とその運用について討議・審議を通じ、積極的に発言を行い、それぞれ期待される役割を果たしています。
永濱光弘	取締役会 100%(10回/10回) 報酬委員会100%(4回/ 4回) 監査委員会100%(14回/14回)	企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しています。 取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け積極的かつ適切な発言を行っています。 また、報酬委員会委員長として、同委員会の議事運営を主導し、役員報酬方針及び報酬決定等の議論・審議を行うとともに、適宜取締役会への報告を行っているほか、監査委員会においては監査体制の充実とその運用について討議・審議を通じ、積極的に発言を行い、それぞれ期待される役割を果たしています。
小原好一	取締役会 100%(10回/10回) 報酬委員会100%(4回/ 4回)	企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しています。 取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け積極的かつ適切な発言を行っています。 また、報酬委員会においては役員報酬方針及び報酬決定等の議論・審議を通じ、積極的に発言を行い、期待される役割を果たしています。
津田純嗣	取締役会 75%(6回/ 8回) 指名委員会100%(5回/ 5回)	企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しています。 取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け積極的かつ適切な発言を行っています。 また、指名委員会においては取締役選任議案やCEO後継者計画等の議論・審議を通じ、積極的に発言を行い、期待される役割を果たしています。
泉本小夜子	取締役会 100%(8回/ 8回) 監査委員会100%(9回/ 9回)	公認会計士としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しています。 取締役会においてはコンプライアンスをはじめ、コーポレートガバナンスの観点から企業価値向上に向け積極的かつ適切な発言を行っています。 また、監査委員会委員長として同委員会の議事運営を主導し、監査体制の充実とその運用について、委員会での討議・審議を行うとともに、適宜取締役会への報告を行い、期待される役割を果たしています。

(注) 取締役会、委員会への出席状況は2022年度(2022年4月1日～2023年3月31日)中に開催された取締役会、委員会への出席状況を表しています。2022年6月28日(2022年3月期(第161期)定時株主総会の会日)付で、津田純嗣氏は取締役、指名委員会委員に、泉本小夜子氏は取締役、監査委員会委員長にそれぞれ就任したため、出席対象となる取締役会、委員会の回数が他の取締役と異なっています。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	215百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	245百万円

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てています。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
 3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、社債発行に伴うコンフォートレター作成業務および英文財務諸表作成に係る助言業務を委託し、対価を払っています。
 4. 当社の重要な子会社のうち、NSKアメリカズ社、NSKヨーロッパ社等7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法、あるいはこれらの法律に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。
 5. 監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、執行役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬額の見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、監査委員会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任を株主総会に提案します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査委員会は会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6 会社の体制及び方針

〔1〕 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、取締役会で決議した内容(基本方針)及びその運用状況の概要は下記のとおりです。

記

① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

[基本方針]

当社は、「NSKグループ経営規則」により、当社グループ全体の内部統制の向上を図り、経営の健全性・透明性を高め、経営管理を円滑に運営することを目的とし、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築します。

また、当社グループの経営及び業務についての各種規程に則り、当社グループの各部門よりその業務に係る事項、又は子会社の取締役等より職務の執行に係る事項について、定期的、あるいは随時報告を受けます。

監査委員会、又は監査委員会が指名する監査委員は、子会社から定期的に報告を受けるほか、必要に応じて子会社を訪問し、また子会社の監査役と連携し、その業務及び財産の状況を調査することができることとします。

なお、監査委員会が必要と認めるときは、監査委員の指揮の下でその業務を経営監査部に行わせることができることとします。

[運用状況の概要]

「NSKグループ経営規則」に定めたグループガバナンスの基本的枠組みに則り、グループ全体で整合の取れた事業運営を行っています。NSKグループの各部門は、グループ経営及び業務に関する各種規程に従い、執行状況等の報告を行っています。また、ESG課題や法改正、当社グループの経営上の必要に応じた各種社内規程の充実や組織体制の整備に取り組んでいます。

監査委員会は監査計画に基づき、経営監査部と連携して業務執行部門の重要な経営課題・施策への取り組み状況の監査及び国内外各拠点への事業所監査・視察等を実施しています。本年度は、新型コロナウイルスの感染状況や各国政府の規制を踏まえ、ウェブ会議システム等も活用する一方で、現地訪問の機会を増やしています。

② 当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

[基本方針]

当社は、「NSK企業倫理規則」、「コーポレートガバナンス規則」及び「コンプライアンス規則」により、当社グループが企業理念体系に則り当社執行役及び使用人並びに子会社の取締役等及び使用人が遵守すべき普遍的な考え

方、コンプライアンスを推進するための体制及び運営の基本的事項(組織、研修体制、内部通報制度等)を定めます。

また、コンプライアンス意識の醸成を図るとともに内部統制の強化・充実に努め、法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止します。特に国内外の競争法については、「競争法遵守規則」の遵守を徹底させるとともに、継続的な教育・啓発活動の推進を通じて、競争法に関するコンプライアンスの意識を醸成させること等により、違反行為をより実効的に防止します。

法務コンプライアンス本部は、当社グループのコンプライアンス体制を強化するための方針を策定し、これに基づく諸施策を実施するとともに、その状況を継続的に監視します。法務コンプライアンス本部の活動はコアバリュー委員会に定期的に報告され、同委員会は、コアバリューの一つであるコンプライアンスの推進・強化のための方針の議論や関連リスクの共有を通して、全社的なコンプライアンス課題の解決にむけた提言と進捗のモニタリングを行います。

さらに、「財務報告に係る内部統制規則」に基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備及び運用を財務本部が、その評価を経営監査部が担い、財務報告の信頼性を確保するための合理的な保証を得られる体制を確保します。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる姿勢を貫き、反社会的勢力からの不当、不法な要求に応じず、取引関係を含め、反社会的勢力との関係を一切遮断して、企業活動における社会的責任を果たしていくことを基本方針とします。

[運用状況の概要]

「コーポレートガバナンス規則」、「コンプライアンス規則」等に定めたコンプライアンス体制(組織、研修体制、内部通報制度等)の下、違法行為を実効的に防止するために必要な下位規程の整備、国内外のグループへのコンプライアンス意識の醸成とコンプライアンス強化施策の展開に継続的に取り組んでいます。

また、当社CEOが「コアバリューの追求」「自由闊達な風土づくり」「『変わる 超える』への挑戦」を定期的に訴えるとともに、「NSK企業理念の日」(7月26日)には、各組織のトップもコンプライアンスメッセージを発信する等、更なる意識醸成に努めています。加えて、コンプライアンス意識の浸透度と問題点や改善課題の把握等のため、当社グループの役員・従業員を対象として意識調査を継続実施しています。

財務報告については、財務本部が整備・運用を担い、経営監査部がその評価を行うことで信頼性を確保しています。

③ 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

[基本方針]

当社は、「NSKグループ経営規則」により、事業運営の原則、意思決定の仕組み、事業リスクの継続的監視、当社グループ各社の業績目標及び管理に関し、当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について定めます。

[運用状況の概要]

「NSKグループ経営規則」等に定められた経営の枠組みに基づいて、当社執行役及び子会社の取締役等の職務分掌を明確化し運用することで重複のない効率的な経営を支えています。そこでの意思決定についても重要性に応じ決定機関を定め、効率的な業務遂行につなげています。また、経営の方針と目標を中期経営計画に定めて運用しています。

④ 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

[基本方針]

当社は、「リスク管理規則」により、執行体制上の責任者及び組織の役割を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確にします。

また、経営監査部が各部門のリスク管理の状況を監査し、監査委員会はその結果について報告を受け、定期的に取り締役に報告します。

[運用状況の概要]

「リスク管理規則」に定めたリスク管理体制に基づき、技術の変化、自然災害・感染症の発生、地域情勢の変化をはじめとするリスクを網羅的に把握し、定期的、あるいは即時に報告がなされる体制を整備し、リスクを回避・軽減するための措置を講じています。

経営監査部は、各拠点や地域の内部監査部門と連携し、重要なリスクを識別・評価し、各拠点からのリスク報告や実地監査等により、リスク管理状況のモニタリングを行い、その結果を監査委員会に報告しています。

⑤ 当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

[基本方針]

当社は、当社執行役及び子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、「NSKグループ経営規則」、「文書等の保存・管理規則」及び「NSKグループ情報セキュリティ管理基準」に定めます。

また、当社執行役及び子会社の取締役等は、監査委員会または監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、これらの情報を閲覧に供することとします。

[運用状況の概要]

情報の保存・セキュリティに関するグループ規程体系を整備し、それに基づき、職務の執行に係る情報を保存・管理しています。

個人情報保護や機密情報の保全に係るセキュリティについては、専任組織が法令及び公的な標準等に準拠した運用体制の整備や教育活動等を通じて、継続的に対策の充実にあたっています。

⑥ 監査委員会の職務の執行に必要な事項

[基本方針]

- (イ) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
 監査委員会の職務を補助する組織を経営監査部とします。経営監査部員のうち若干名の使用人は専任または兼務にて監査委員会の職務を補助することとします。
- (ロ) 経営監査部の執行役からの独立性及び経営監査部に対する指示の実効性の確保に関する事項
 経営監査部はCEO直属の組織とし、監査対象部門から独立した組織とします。
 さらに、監査委員会は組織的監査を行うために経営監査部長または所属の使用人に対し、直接指揮・命令することができ、同部長及び同部員の異動発令及び懲戒等は、事前に監査委員会の同意を得るものとします。
 また、同部長及び同部員の人事評価に関して、監査委員会は意見を述べるができることとします。
- (ハ) 監査委員会への報告に関する当社グループの体制
 当社は、当社事業部門責任者及び当社グループの責任者等が、監査委員会が必要と認める事項につき報告する体制を構築します。特に当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、その認識の有無につき定期的に監査委員会に報告し、その事実が発生したと判断した場合には、直ちにその内容を監査委員会に報告することとします。
 さらに報告を補完する手段として、監査委員会が必要と認めた当社グループの重要会議について、監査委員を出席させることができることとします。また、執行役は当社グループにおける内部通報制度を整備し、その運用及び通報の状況について遅滞なく監査委員会または監査委員会が指名する監査委員に報告します。
 上記に定められた内容または手段による報告のほか、当社グループの取締役、執行役、使用人及び監査役またはこれらの者から報告を受けた者は、監査委員会に報告を行うことができることとします。
 なお、当社は、報告の形式を問わず、監査委員会に報告を行った者に対してその報告を理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、当社グループ内にその旨を周知します。
- (ニ) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 監査委員会は、CEO、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、経営監査部による内部監査の有効性を確保するため、内部監査に係る年次計画、実施状況及びその結果について、執行役に対して計画変更、追加監査または改善を勧告することができることとします。さらに、独自に顧問弁護士に委任し、また必要に応じて専門の弁護士、会計士から監査業務に関する助言を受けることができることとします。
 なお、監査委員の職務の執行に関して生ずる費用について、当社はその請求に基づき、所定の方法に従って、適正かつ速やかにその処理を行います。

[運用状況の概要]

監査委員会は、委員会の監査の方針及び年度の監査計画を作成し、日常的監査活動を行うとともに、その補助機関である経営監査部と連携の上、組織的監査を実施しています。

また、CEO、CFO及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、経営監査部が実施する内部監査(財務報告に係る内部統制の評価を含む)の計画内容、実施状況及びその結果について報告を受け、必要と認めた場合には変更・改善の指示を行っていきます。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大量の買付行為の中には、株主の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは当社取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として強行されるものもあり得ます。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取り組み

当社グループは企業理念のもと、トライボロジーとデジタルの融合による価値創出で、持続可能な社会の発展に貢献し、社会から必要とされ信頼される企業を目指していきます。その実現に向けて、2022年度から2026年度までの5ヵ年を期間とする『中期経営計画2026』をスタートしました。

当社のコアバリューである「安全・品質・環境・コンプライアンス」を経営の意思決定や行動において最優先される共通の価値基準とし、「収益を伴う成長」「経営資源の強化」「ESG経営」の3つの経営課題に取り組んでいきます。

3つの経営課題とその取り組み内容は以下のとおりです。

1. 「収益を伴う成長」として、既存ビジネスを伸ばすとともに新たなビジネス領域を育てることを意味する“Bearings & Beyond”のもと、事業環境の変化の中でも、持続的成長が可能な事業基盤の確立を目指します。

- ・当社グループの強みである軸受・精機製品の競争力を高め、産業機械ビジネスの拡大による事業ポートフォリオの変革と、自動車の電動化へのシフトに対応していきます。
- ・産業の自動化や環境対応、及び当社の状態監視技術の深化など、新技術の共創を進め、新商品でのビジネスを広げていきます。
- ・ステアリング事業は新会社のもと、単独での事業運営の推進と戦略的パートナーとのアライアンスの検討を進めます。

2. 「経営資源の強化」として、デジタルの力で経営資源を強化し、事業変革を起こし続ける基盤を作ります。

- ・品質・技術・モノづくり、及びそれらを支える人材の育成において、デジタル技術を積極的に活用します。
- ・モノづくりの方針として「生産の超安定化」を掲げ、飛躍的生产性の向上と、より安全・安心で、環境にやさしい工場を実現し、モノづくりの変革を目指します。
- ・多様な人材の登用、多様なキャリアの開発・支援を進め、人的資本の価値最大化を目指します。

3. 「ESG経営」として、社会から必要とされ、信頼され、選ばれ続ける企業を目指します。

- ・省エネへの取組み、新技術の開発、及び再生可能エネルギーの活用により、二酸化炭素の自社からの直接排出(Scope1)とエネルギー使用による排出(Scope2)について、2035年度にカーボンニュートラル達成を目指します。
- ・エネルギーロスを少なくする低摩擦技術や、風力発電・水素エネルギーなどに使用される環境貢献型の製品・サービスの提供により循環型社会の発展に貢献します。
- ・働き方改革によって働きやすい環境をつくり、ダイバーシティ&インクルージョンを推進します。
- ・グループガバナンスの強化と、ステークホルダーとの対話を深めていきます。

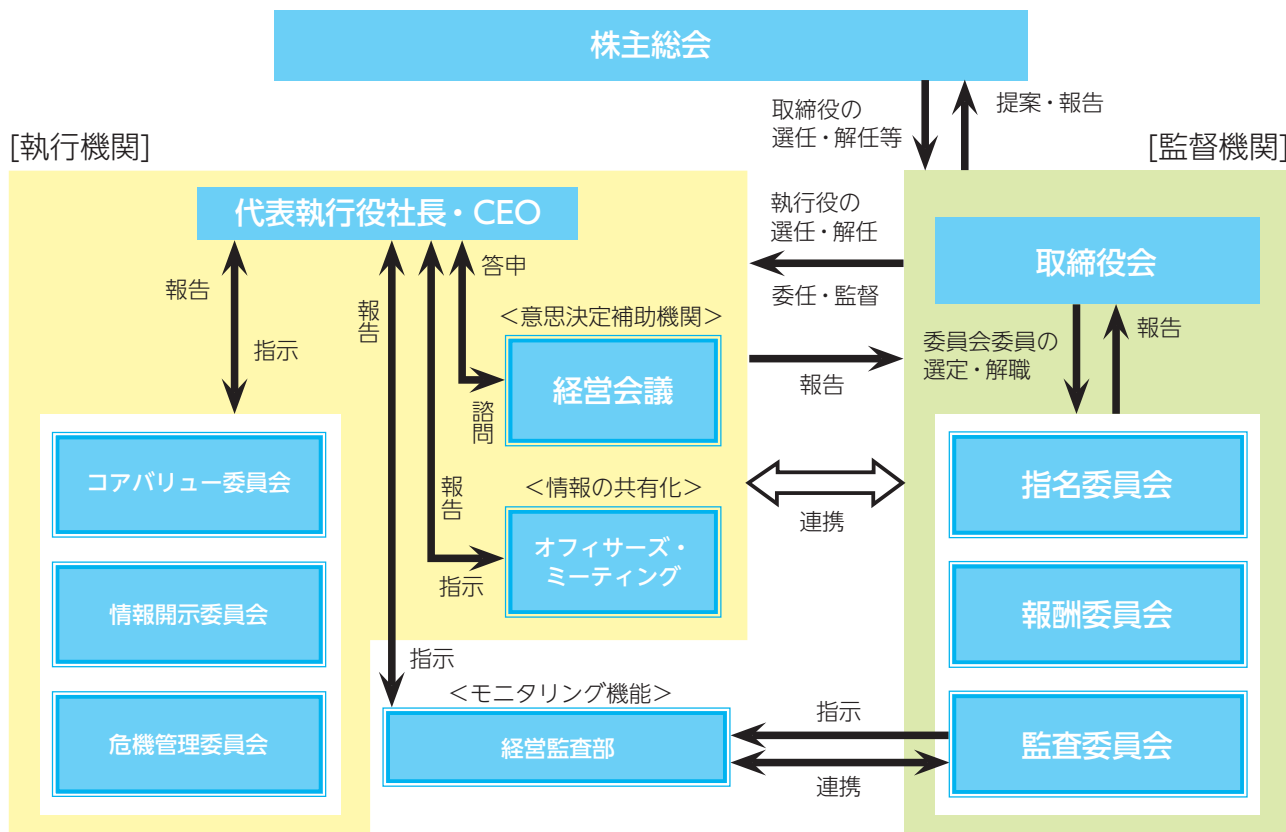
当社グループは、以上の課題に対して『変わる 超える』への挑戦を続け、未来志向の高い目標に向かって、前進を続ける活力のある会社を目指します。企業理念に基づいた企業活動とMOTION & CONTROL™の進化を通じて、社会的課題の解決と社会の持続的発展への貢献を続けていきます。

(ロ) コーポレートガバナンスに関する取り組み

当社は、社会的責任を果たし、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、持続的に向上させるため、経営に関する意思決定の透明性と健全性の向上に積極的に取り組んできました。2004年に当時の委員会等設置会社に移行する以前から、執行役員制度の導入、社外取締役の招聘及び任意の報酬委員会・監査委員会の設置をしてきました。現在、当社は指名委員会等設置会社であり、指名・監査・報酬の3つの委員会は、それぞれ社内取締役と過半数を占める社外取締役で構成され、経営に関する意思決定の透明性と健全性の確保に大きな役割を果たしています。

なお、当社の社外取締役については全員を独立役員として(株)東京証券取引所に届け出ています。

当社のコーポレートガバナンス体制及び内部統制体制は次のとおりです(2023年4月1日現在)。



コアバリュー委員会：「安全・品質・環境・コンプライアンス」のコアバリューは、当社の経営の意思決定や行動において、最優先される共通の価値基準です。コアバリュー委員会は、コアバリュー推進・強化のための方針の議論や関連リスクの共有を通して、全社的課題を設定し、それらの解決に向けた提言と進捗のモニタリングを行います。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2020年6月30日開催の当社定時株主総会決議に基づき当社株式の大量買付行為に関する対応策(以下「本プラン」という。)を継続しています。なお、本プランの有効期間は2023年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結時までとしています。

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為等(以下「大量買付行為」という。)を行い、又は行おうとする者(以下「大量買付者」という。)に対して、本プラン所定の手続(以下「大量買付ルール」という。)を遵守することを求めています。大量買付ルールは、大量買付者が事前に大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価、検討等のために必要かつ十分な情報を提供した上で、当社取締役会による評価等のための期間(以下「取締役会評価期間」という。)満了後に大量買付行為を開始できることを原則的な手続としています。

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に株主総会を開催し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。また、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が所定の5類型のいずれかに該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に当社取締役会決議により対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、対抗措置を発動する場合があります。但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

当社取締役会が、上記の株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、次の手続を経ることとします。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当社取締役会から独立した組織である独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとします。また、対抗措置の発動に係る当社取締役会の決議は、当社取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、新株予約権無償割当てを行います。

本プランの詳細については、当社ウェブサイト(<https://www.nsk.com/jp/company/governance/index.html>)に掲載しています。2020年6月2日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 上記の取り組みについての取締役会の判断及びその理由

上記②の取り組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取り組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。

上記③の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価等に必要な期間の確保を求めするために導入されるものであり、また、上記③記載のとおり、本プラン所定の一定の類型に該当する大量買付行為を防止することにより、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みです。さらに、上記③記載のとおり、対抗措置を発動しようとする場合には原則として株主総会を開催し、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、その取り組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されています。

従いまして、上記②及び③の取り組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(注)

本プランの有効期間は、本総会終結の時までとされており、当社は2023年5月12日開催の当社取締役会において、本総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。

〔3〕 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する「安定的な利益還元」を重要な経営方針の一つとしています。中期経営計画2026においては、配当性向30%～50%を目標に掲げて、株主の皆様へ安定的・継続的な配当を実施する方針です。また、機動的な資本政策の手法として、自己株式の取得も選択肢の一つと認識しております。自己株式の取得は、キャッシュ・ポジションや株式市場の動向等を勘案して適切かつ機動的に実施したいと考えており、配当と自己株式取得を合わせた総還元性向は、中期経営計画2026期間累計で50%とすることを目安としています。なお、これらの実行にあたっては、財務状況等を勘案して適切に決定していきます。

当期の期末配当については、上記方針を踏まえた上で当期の業績や今後の事業環境等を総合的に勘案した結果、1株当たり15円といたします。なお、昨年12月2日に1株につき15円の間配当を実施いたしましたので、年間での配当金は前期から5円増配の1株につき30円となります。

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

	2023年3月期 (2023年3月31日)	(ご参考) 2022年3月期 (2022年3月31日)	2023年3月期 (2023年3月31日)	(ご参考) 2022年3月期 (2022年3月31日)
資産				
流動資産				
現金及び現金同等物	160,109	137,504		
売上債権及びその他の債権	207,812	209,351		
棚卸資産	197,754	196,736		
その他の金融資産	1,590	1,658		
未収法人所得税	1,633	5,562		
その他の流動資産	18,756	19,065		
流動資産合計	587,656	569,879		
非流動資産				
有形固定資産	385,613	379,042		
無形資産	49,227	43,987		
持分法で会計処理されている投資	30,699	30,824		
その他の金融資産	56,425	66,094		
繰延税金資産	15,288	15,128		
退職給付に係る資産	101,165	123,989		
その他の非流動資産	7,179	5,603		
非流動資産合計	645,600	664,672		
資産合計	1,233,256	1,234,551		
負債及び資本				
負債				
流動負債				
仕入債務及びその他の債務			112,535	119,855
その他の金融負債			129,801	113,882
引当金			536	516
未払法人所得税			7,797	5,990
その他の流動負債			56,678	56,758
流動負債合計			307,348	297,003
非流動負債				
金融負債			231,309	214,684
引当金			1,867	3,050
繰延税金負債			32,661	56,084
退職給付に係る負債			16,027	17,714
その他の非流動負債			9,318	8,555
非流動負債合計			291,183	300,088
負債合計			598,532	597,091
資本				
資本金			67,176	67,176
資本剰余金			80,476	80,374
利益剰余金			415,736	410,872
自己株式			△36,781	△37,025
その他の資本の構成要素			89,604	96,402
親会社の所有者に帰属する持分合計			616,213	617,800
非支配持分			18,511	19,659
資本合計			634,724	637,460
負債及び資本合計			1,233,256	1,234,551

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

	2023年3月期 (2022年4月1日～2023年3月31日)	2022年3月期 (ご参考) (2021年4月1日～2022年3月31日)
	金額	金額
売上高	938,098	865,166
売上原価	747,033	695,440
売上総利益	191,065	169,725
販売費及び一般管理費	159,319	144,724
持分法による投資利益	3,196	3,785
その他の営業収益	—	10,225
その他の営業費用	2,005	9,582
営業利益	32,936	29,430
金融収益	2,369	2,229
金融費用	3,380	2,143
税引前利益	31,926	29,516
法人所得税費用	13,264	11,851
当期利益	18,661	17,664
(当期利益の帰属)		
親会社の所有者	18,412	16,587
非支配持分	249	1,077

連結キャッシュ・フロー計算書 <ご参考>

(単位：百万円)

	2023年3月期 (2022年4月1日～2023年3月31日)	2022年3月期 (2021年4月1日～2022年3月31日)
	営業活動によるキャッシュ・フロー	64,163
投資活動によるキャッシュ・フロー	△48,778	△19,973
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,417	△48,224
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,801	6,330
現金及び現金同等物の増減額 (△：減少)	22,604	△39,133
現金及び現金同等物の期首残高	137,504	176,638
現金及び現金同等物の期末残高	160,109	137,504

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

	2023年3月期 (2023年3月31日)	(ご参考) 2022年3月期 (2022年3月31日)		2023年3月期 (2023年3月31日)	(ご参考) 2022年3月期 (2022年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	300,898	266,654	流動負債	217,837	219,083
現金及び預金	69,371	21,727	支払手形	2,531	2,004
受取手形	3,349	4,243	電子記録債務	10,068	10,363
電子記録債権	19,532	19,876	買掛金	66,869	73,061
売掛金	75,686	78,904	短期借入金	84,328	91,015
有価証券	10,000	43,000	社債	15,000	10,000
製品	27,058	31,031	リース債務	901	482
仕掛品	22,040	19,926	未払金	14,198	11,907
原材料及び貯蔵品	5,542	4,779	未払費用	15,672	15,202
未収入金	35,323	34,896	未払法人税等	7,109	2,999
未収法人税等	1,557	—	預り金	665	684
その他	33,908	10,294	関係会社事業損失引当金	208	—
貸倒引当金	△2,472	△2,026	資産除去債務	16	145
固定資産	454,245	449,117	その他	267	1,216
有形固定資産	135,873	137,155	固定負債	216,949	205,202
建物	40,915	42,813	社債	138,000	110,000
構築物	2,399	2,628	長期借入金	68,500	75,500
機械及び装置	59,496	58,633	リース債務	3,491	1,600
車両運搬具	283	360	繰延税金負債	2,451	13,545
工具、器具及び備品	4,347	4,033	従業員株式給付引当金	295	158
土地	16,121	18,474	役員株式給付引当金	1,529	1,518
リース資産	2,537	1,973	環境対策引当金	835	863
建設仮勘定	9,771	8,236	その他	1,845	2,017
無形固定資産	15,478	11,200	負債合計	434,786	424,286
借地権	1,427	930	(純資産の部)		
その他	14,051	10,270	株主資本	298,497	263,936
投資その他の資産	302,893	300,760	資本金	67,176	67,176
投資有価証券	41,582	50,171	資本剰余金	78,292	78,962
関係会社株式	146,291	146,151	資本準備金	77,923	77,923
関係会社出資金	45,129	45,129	その他資本剰余金	368	1,039
長期貸付金	8,246	6,228	利益剰余金	188,779	154,498
長期前払費用	493	577	利益準備金	10,292	10,292
前払年金費用	59,338	50,715	その他利益剰余金	178,487	144,205
その他	1,979	1,955	固定資産圧縮積立金	3,913	4,110
貸倒引当金	△168	△168	別途積立金	119,766	99,766
資産合計	755,144	715,771	繰越利益剰余金	54,807	40,329
			自己株式	△35,751	△36,700
			評価・換算差額等	21,550	27,217
			その他有価証券評価差額金	21,550	27,217
			新株予約権	310	330
			純資産合計	320,357	291,484
			負債純資産合計	755,144	715,771

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

	2023年3月期 (2022年4月1日～2023年3月31日)	2022年3月期 (ご参考) (2021年4月1日～2022年3月31日)
	金額	金額
売上高	452,351	446,623
売上原価	365,493	368,659
売上総利益	86,857	77,964
販売費及び一般管理費	74,486	69,820
営業利益	12,370	8,143
営業外収益	45,292	22,860
受取利息及び配当金	44,493	22,243
その他	799	616
営業外費用	4,940	4,161
支払利息	1,651	1,630
為替差損	694	7
貸倒引当金繰入額	445	991
その他	2,148	1,532
経常利益	52,723	26,842
特別利益	2,393	17,727
投資有価証券売却益	2,393	8,174
有形固定資産売却益	—	9,552
特別損失	1,971	2,151
事業構造改革関連費用	867	—
固定資産売却損	615	—
関係会社株式評価損	442	1,151
環境対策引当金繰入額	45	133
減損損失	—	866
税引前当期純利益	53,145	42,417
法人税、住民税及び事業税	13,433	4,676
過年度法人税等	△1,557	—
法人税等調整額	△8,606	3,361
法人税等合計	3,269	8,038
当期純利益	49,876	34,379

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

日本精工株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 功 樹指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 信指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大久保 豊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精工株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 【重要な後発事象に関する注記】 1. に記載されているとおり、会社は、将来の退職給付に備えることを目的として設定している退職給付信託の一部について、2023年4月28日に返還を受けている。

2. 【重要な後発事象に関する注記】 2. に記載されているとおり、会社は、2023年5月12日に、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参号投資事業有限責任組合との間で、会社のステアリング事業をグローバルに統括する連結子会社であるNSKステアリング&コントロール株式会社に係る契約を締結した。これにより同社を含むステアリング事業の連結子会社は会社の連結対象から除外され、持分法適用会社となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

日本精工株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 功 樹指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 信指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大久保 豊

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精工株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

1. 【重要な後発事象に関する注記】 1. に記載されているとおり、会社は、将来の退職給付に備えることを目的として設定している退職給付信託の一部について、2023年4月28日に返還を受けている。

2. 【重要な後発事象に関する注記】 2. に記載されているとおり、会社は、2023年4月1日付で会社のステアリング&アクチュエータ本部の事業について、会社の完全子会社である株式会社ADTech（現 NSKステアリング&コントロール株式会社）に対して吸収分割を実施した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第162期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、一部でウェブ会議システム等も活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担及び当期の監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の状況等の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

日本精工株式会社 監査委員会

監査委員	泉本小夜子	Ⓔ
監査委員	藤田能孝	Ⓔ
監査委員	永濱光弘	Ⓔ
常勤監査委員	山名賢一	Ⓔ

(注) 監査委員泉本小夜子、藤田能孝及び永濱光弘は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

持続的成長を可能にする企業基盤の

NSKは、中期経営計画2026において、
 持続的成長を可能にするため、「変わる 超える」で、
 「事業ポートフォリオ変革」を進めています。
 トライボロジーとデジタルの融合による価値創出で、
 持続可能な社会の発展に貢献していきます。

ESG経営

社会から
 必要とされ、信頼され、
 選ばれ続ける
 企業を目指す

◆カーボンニュートラルの推進

CO2排出量削減目標
 (Scope 1+2)
 >>FY2026 △50%
 (FY2017比)

◆働く環境づくり

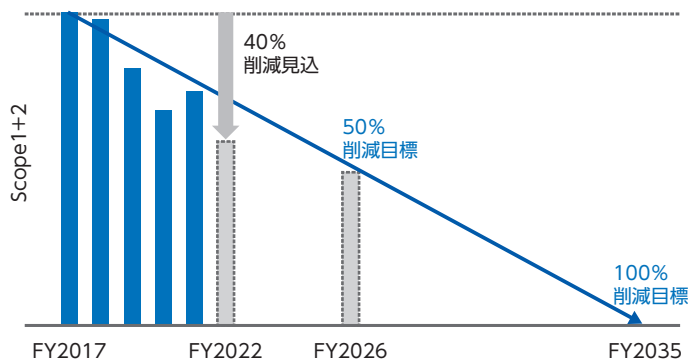
>>健康経営優良法人
 ホワイト500継続選定

ESG経営

カーボンニュートラルの推進

「つくる」と「つかう」でカーボンニュートラル社会の実現を目指す

- ・「つくる」：事業活動のCO2排出削減
 (Scope1+2 FY2017比)
 FY2022見込 △40%削減 (FY2026目標 △50%)
 Scope1+2 CO2 排出削減



- ・「つかう」：商品によるCO2排出削減貢献量
 FY2022見込 240万t (FY2026目標 300万t)



再構築

収益を伴う成長

-Bearings & Beyond- 新商品を育てる

搬送アシストロボット

- ・ストレッチャーの「走る・曲がる・止まる」を高度なモータ制御技術によってアシスト
- ・医療従事者の疲労負担軽減に加えて、患者の負担軽減や安全性向上
- ・社会課題の解決により、成長を実現



競争力の
超える
挑戦

絶頂期の
不断の
突破

収益を伴う成長

事業環境の変化の中でも、
持続的成長可能な
事業基盤が
確立されている

◆Bearings & Beyond

- >>産機ビジネス拡大
- >>軸受+精機で稼ぐ
- >>新商品を育てる

- ◆ステアリング事業の構造改革
- ◆提携とM&A

経営資源の強化

多様なキャリアの開発・支援

- ・東京工業大学とのトライボロジー技術に関する組織的連携を強化すると共に人材育成を推進
- ・オープンイノベーションにより技術革新を加速させ、製品機能を向上



日本精工



東京工業大学

経営資源の強化

デジタルの力で
経営資源を強化し、
事業変革を起こし続ける

◆デジタル技術の活用

- ◆生産の超安定化
>>生産性1.5倍

◆多様なキャリアの 開発・支援

株主メモ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月
- 配当の基準日 期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
- 1単元の株式の数 100株
- 株主名簿管理人 〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 〒100-8241 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

	証券会社に口座をお持ちの場合	証券会社に口座をお持ちでない場合 (特別口座へ記録されている場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
お問い合わせ先		みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 ご照会専用フリーダイヤル 0120-288-324
お取扱店		みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 [未払配当金のお支払いのみ対応] 株式会社みずほ銀行 本店及び全国各支店
ご注意	下記記載	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

(注) 株式が証券会社の口座の場合、未払配当金のお支払い及び支払明細のご発行は、上記右欄の郵便物送付先・お問い合わせ先・お取扱店へお問い合わせください。

- 公告掲載 電子公告により行います。 <https://www.nsk.com/jp/corporate/index.html>
但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。

メモ

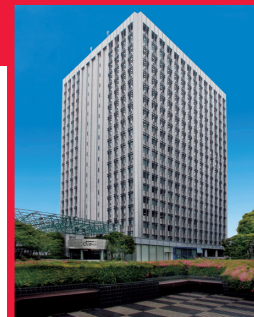
A series of horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

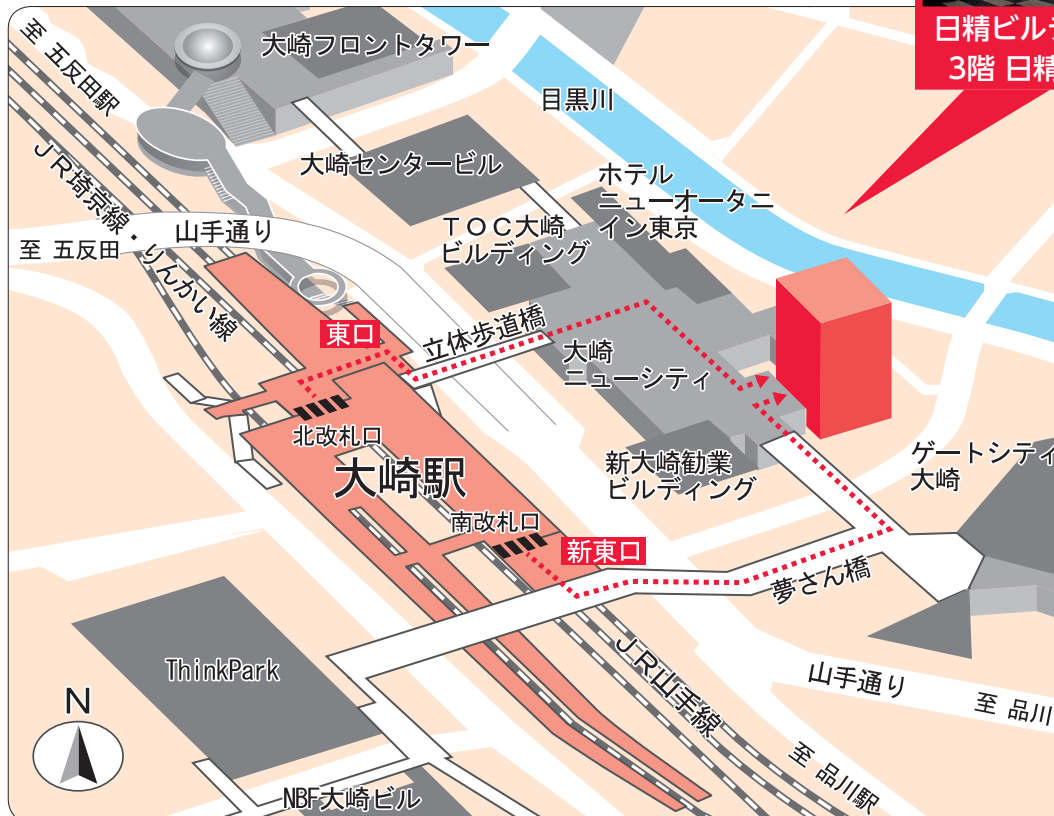
会場 東京都品川区大崎一丁目6番3号 日精ビルディング3階 日精ホール

交通 JR線
りんかい線 } 大崎駅より徒歩3分

※大崎駅改札口から立体歩道橋、又は夢さん橋を通り、そのまま日精ビルディング3階からご入場できます。



日精ビルディング
3階 日精ホール



- 株主総会ご出席者へのお土産の配布はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 駐車場のご用意がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



日本精工株式会社
ホームページアドレス
➤ <https://www.nsk.com/jp/>

